

毎週火、金、日行(但休日)に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- ◇公告 鳥取県職員採用初級試験の合格者
鳥取県職員採用初級試験の実施

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

| | | | | |
|--------|----|------|---|---|
| 科学博物館 | 館長 | 庶務係長 | 〃 | 〃 |
| 科学博物館 | 館長 | 庶務係長 | 〃 | 〃 |
| 鳥取青年の家 | 所長 | 主任 | 〃 | 〃 |

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年九月一日から適用する。

公告

鳥取県職員採用初級試験の合格者を次のように公告する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

初級試験

一般事務職(B)

| 受験番号 | 氏名 |
|------|-------|
| 三五 | 本田 強 |
| 一八 | 武良 保男 |
| 二 | 西村 光徳 |
| 二四 | 門脇 治利 |
| 二八 | 西原 昌彦 |
| 四八 | 木村 大生 |
| 三 | 大西 汎 |
| 一 | 景山 享弘 |

- 五 足立 三也
 - 三四 岩田 幸房
 - 二二 角田 俊光
- (以上一人)

昭和三十七年度鳥取県職員採用初級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県人事委員会委員長 青戸 辰午

試験の対象となる職及び採用予定人員

| 職種 | 採用予定人員 | 職内 | 容 |
|---------|--------|---|---|
| 一般事務(A) | 約十人 | 知事部局、教育委員会事務局等に勤務し、一般事務に従事します。 | |
| 一般事務(B) | 約三十人 | 知事部局、警察本部等に勤務し、職務の内容は、「一般事務(A)」とほとんど同じですが調査、監査、対外折衝等で女子をあてるにはふさわしくない一般事務事務又は業務に従事します。 | |
| 林業 | 若干人 | 知事部局に勤務し、それぞれの技術的業務に従事します。 | |
| 農業土木 | 若干人 | | |

二 受験資格

- 1 学 歴 学歴は問いませんが、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- 2 年令及び性別

| 職 種 | 年 令 | 及 び | 性 別 |
|---------|---|-----|-----|
| 一般事務(A) | 昭和十四年四月二日から昭和二十年四月一日までに生まれた者で、男女の別を問いません。 | | |
| 一般事務(B) | 昭和十四年四月二日から昭和二十年四月一日までに生まれた者で、男子に限ります。 | | |
| 林業 | | | |
| 農業土木 | | | |

3 受験できない者

- 次の各号の一に該当する者は、受験できません。
- (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 禁治産者及び準禁治産者
 - (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
 - (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 三 第一次試験
- 1 方法
- 「一般事務(A)」、「一般事務(B)」、「林業」、「農業土木」は、教養試験と適性試験を、「林業」、「農業土木」
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

については、教養試験と専門試験を次の基準に基づいて高等学校卒業程度において行ないます。

(1) 教養試験 公務員として必要な一般能力及び教養について、択一式により行ないます。

(2) 適性試験 初級職員として必要な適性を有するかどうかについて、択一式により行ないます。

(3) 専門試験 職種ごとに必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行ないます。

なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

| 職 種 | 分 野 |
|------|--------------------------------------|
| 林 業 | 林業経済、林業生産、森林土木、林産加工等 |
| 農業土木 | 数学、測量、農業水利、農業造構、農地造成、土地改良、農業機械、農業一般等 |

2 日時及び場所

2 日時及び場所

昭和三十七年十月七日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表
昭和三十七年十月十三日(土)に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、合格者に通知します。

四 第二次試験
第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないます。

1 方法

- (1) 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。
- (2) 身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行ないます。
- (3) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

昭和三十七年十月下旬に鳥取市において行ないますが、第一次試験合格者に通知します。

五 最終合格者の発表

昭和三十七年十一月月上旬に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、鳥取県公報に登載し、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

1 合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。

2 採用候補者名簿の効力は、原則として一年間です。

3 給与は原則として、給料月額九、五〇〇円(行政職給料表六等級二号給)を支給されますが、経験年数のある者は、それ以上になり、その後、毎年一回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求
申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して

ください。郵便による場合は、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは、送付しません。

2 申込み方法

申込み用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、五円切手をはってください。切手のないものは、受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十七年九月十七日(月)から昭和三十七年九月二十八日(金)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十七年九月二十八日(金)午後五時までの着信に限ります。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。